

四日市市役所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市役所処務規程の一部を改正する規程

四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (略) 財政経営部 (略) 資産税課 管理償却資産係 (1) (略) (2) 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。 (3)及び(4) (略) 土地係 (1) (略) (略) (略) 市民文化部 市民生活課	第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (略) 財政経営部 (略) 資産税課 管理償却資産係 (1) (略) (2) 固定資産税、 <u>都市計画税及び特別土地保有税</u> の調定に関すること。 (3)及び(4) (略) 土地係 (1) (略) (2) <u>特別土地保有税の賦課に関すること。</u> (略) (略) 市民文化部 市民生活課

(1)から(15)まで (略)	(1)から(15)まで (略)
<u>(16) ダイバーシティ社会に関すること</u>	
<u>(17)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部総務課)